

# 『京信クイックサービス利用規定』

## 第1条（適用範囲）

本規定は、京都信用金庫（以下「当金庫」といいます。）が店舗に設置する専用端末（タブレット）でお客様のご依頼による入力にて取引を申込利用する「クイックサービス」（以下、「本サービス」といいます。）について適用されるものです。

## 第2条（サービス内容）

1. 本サービスでは、お客様の「通帳」もしくは「キャッシュカード」と第4条のクイックサービス番号による認証、または「キャッシュカード」とキャッシュカード暗証番号による認証により、当金庫所定の書類（伝票等）に記名（署名）および届出の印章による押印をすることなくお取扱いすることができます。ただし、法令等により印鑑押印や署名が必要な取引は除きます。
2. 同一の取引店に複数の預金口座を保有している場合、前項の認証を行った預金口座と届出印が同一の預金口座については、当該口座について前項の認証を行うことなく出金、入金、解約等の手続きを行うことができるものとします。ただし、来店者をご本人以外の場合は、前項の認証を行った預金口座のみ出金、入金、解約等の手続きを行うことができるものとします。
3. お客様の「キャッシュカード」と第4条のクイックサービス番号による認証、または「キャッシュカード」とキャッシュカード暗証番号による認証を行った場合は、キャッシュカードの出金限度額および代理人カードによる当座貸越限度額までの出金可否に関わらず、第1項および前項により行うことができる預金口座全てに係る当座貸越限度額（出金可能額）までの出金を行うことができるものとします。

## 第3条（利用者）

本サービスをご利用できるお客様は以下のとおりです。

1. 個人のお客様は、ご本人様（預金者）またはご本人様から取引の委任を受けている代理人です。当金庫に「成年後見制度に関する届出書」「つないで安心代理人サービス」開始届」をご提出いただいているお客様（保佐人および補助人は預金取引の代理権のある方に限ります）は、ご本人様（預金者）として利用できます。取引の委任を受けていない代理人（生活支援員を含む）の方は利用できません。
2. 法人等のお客様は、代表者の方および代表者から取引の委任を受けている方です。なお、本サービスの申込手続きは代表者ご本人様が行ってください。
3. ご本人様から取引の委任を受けている代理人は、ご本人様が、第4条のクイックサービス番号の利用を承認した方に限るものとします。
4. 任意団体、権利能力なき社団・財団のお客様や「後見支援預金にかかる手続申込書」をご提出いただいているお客様は本サービスを利用できません。

## 第4条（暗証番号等）

本サービスで利用する暗証番号は「キャッシュカード暗証番号」または新たに登録いただく「クイックサービス番号」（以下、「クイック番号」といいます。）を認証方法にあわせてご利用いただけます。クイック番号は適時変更することを推奨します。

## 第5条（暗証番号等の管理）

キャッシュカード、通帳、キャッシュカード暗証番号およびクイック番号は厳格な管理をしてください。特にキャッシュカード暗証番号およびクイック番号は他人に知られないよう厳重な管理をしてください。また、他人に推測されやすい番号の利用は避けてください。

## 第6条（クイックサービス番号の変更）

クイック番号を変更する場合は、専用端末（タブレット）にて現在使用しているクイック番号を入力後に新しいクイック番号を登録してください。また、クイック番号を失念したお客様は、ご利用の店舗で所定のお手続きをしてください。

## 第7条（クイックサービス番号の取消等）

クイック番号を取消する場合は、ご利用の店舗で所定のお手続きをしてください。また、クイック番号は当事者の一方の都合によりいつでも取消することができます。

## 第8条（取引の成立）

本サービスにて申込みされた取引は、当金庫が承諾した場合のみ成立するものとします。

## 第9条（本人確認）

本サービスのご利用にあたって、取引の正当な権限者であることを確認するため、本人確認書類等の提示を求めることがあります。この場合、当金庫が承諾するまでお申込みは成立しません。

## 第10条（免責事項）

第4条に定める暗証番号等による本人確認が正常に完了した場合は、当金庫はお客様本人または本人から取引の委任を受けた代理人による本サービスの利用とみなし、専用端末（タブレット）、暗証番号等について当金庫の責によらない偽造、変造、盗用、不正利用等の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫の責による場合を除き、当金庫は一切の責任を負いません。

## 第11条（故障時等の取扱い）

停電、故障等により専用端末（タブレット）による取扱いが出来ない場合は、本サービスをご利用いただけない場合があります。

## 第12条（規定の範囲）

この規定は、各種預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書、各種キャッシュカード規定、振込規定（以下「原規定」といいます）の一部を構成するとともに、原規定と一体として取扱われるものとし、本規定に定めがある事項は本規定の定めが適用され、本規定に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

## 第13条（規定の変更）

1. この規定の各条項は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合は、ホームページ掲載による公表その他相当の方法で公表することにより、変更ができるものとします。
2. 前項の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以 上  
2025年4月1日現在